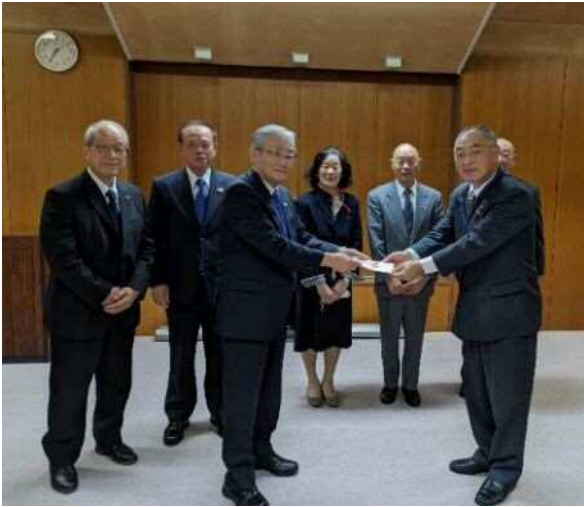


令和5年度全民児連事業報告



被災地(秋田県)への訪問

(前列左) 得能会長、(前列右) 柏木会長
(令和5年11月10日、秋田県社会福祉協議会にて)



被災地(石川県)への訪問

(前列左) 三国会長、(前列右) 得能会長
(令和6年3月13日、石川県社会福祉協議会にて)



『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』



『民生委員・児童委員応援ピンバッジ』『デジタルサイネージ広告等の全国展開』



I. 令和5年度活動の重点と総括

重点1 活動環境の整備と委員活動の継続支援
- 令和4年12月の一斉改選の結果において、欠員率や新任委員の割合が高い、欠員が長期間続いている、等の傾向がみられた都道府県・指定都市について、当該民児協を通じて、委員委嘱の定数基準の算定や推薦の仕組み等に関する状況を確認し、欠員率や新任委員の割合が高くなる要因を把握した。 - 同様に、一斉改選後の新任委員に対する研修の機会の確保状況等、新任委員の活動継続の支援に向けたフォローアップの実態を把握した。 - 上記実態をふまえ、民児協の機能強化に向けて、国に対し ICT 活用の基盤整備、弁護士等専門家による助言体制確保等のための予算、加えて活動保険の保険料の全額公費負担化の要望を行い活動環境の整備促進を図った。 - 令和5年5月17日、加藤厚生労働大臣および小倉内閣府特命担当大臣に対し、全社協政策委員会を通じて、「令和6年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書」を提出。 - 令和5年10月12日に開催された全社協社会福祉懇談会にて、国会議員および厚生労働省・こども家庭庁に対し、「民生委員・児童委員制度の一体的運用と活動環境整備等の強化」について要望を実施。 - 令和5年11月7日、与党国会議員に対し、「地域共生社会の実現に向けた孤独・孤立対策等に関する地方公共団体への働きかけと支援強化」について要望を実施。
重点2 こども家庭庁の創設と新たなこども政策への対応
- 令和5年4月のこども家庭庁の発足後、制度運用や活動面において民生委員および児童委員の制度・活動の一体性が確実に担保されるよう、国及び地方の各段階における関係者による協議の場の設置と定例開催等の実現を働きかけた。 - 委員制度・活動の一体性の担保については、各自治体における要保護児童対策地域協議会や学校と民児協との関係変化の有無等について、都道府県・指定都市民児協を通じた情報収集を行い、課題把握を行った。 - 令和6年1月の主任児童委員制度創設30周年の節目を迎えるにあたり、主任児童委員の役割や機能等のあり方等について整理し、中間報告としてとりまとめた。
重点3 災害への備えと被災地民児協支援
- 令和5年度に発生した大規模災害の被災地における委員の被害状況や活動上の課題等を確認し、情報発信するとともに全国段階における「被災地民児協支援募金」による資金援助以外の新たな支援の実施に向けて検討した。 - 令和3年5月の災害対策基本法改正などを踏まえた改訂「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の普及に向けた周知を図った。 - 長期的な復旧・復興支援にあたっている被災地民児協の取り組みや課題等についても把握と発信を行い、風化防止を含む継続的な支援を行った。 - 令和6年2月27日、松本内閣府特命担当大臣に対し、全社協政策委員会を通じて、「令和6年能登半島地震」の被災者を支えるための要望を実施。

Ⅱ. 各部会・委員会の取り組み

1. 総務部会

(1) 令和5年度第92回全国民生委員児童委員大会の開催

令和5年11月21日(火)～22日(水)に広島県広島市「広島グリーンアリーナ（広島県立総合体育館）」「広島国際会議場」「リーガロイヤルホテル広島」で全国大会を開催し、3,267名の参加を得た。

(2) 持続可能な全国大会のあり方の検討

全国大会参加費の見直しを行い、令和7年度（第94回）北海道大会から8,000円とすることを第2回評議員会で決定した。併せて、都道府県・指定都市民児協の代表者の結集の場である全国大会の意義に基づいた持続可能で成果ある大会とするため、プログラム等の内容を検証し、令和6年度（第93回）宮崎大会より活動交流集会のテーマ設定の見直しを図るなど必要な課題を整理し、検討をすすめた。

(3) 制度創設110周年を見据えた検討

- ア、制度創設110周年を見据え、記念事業の裏付けとなる財源確保の観点からも互助共励事業を含む民生委員関係事業の一体的な財政健全化に向けた検討をすすめた。
- イ、上記（2）に関連し、全国大会における収支改善に向けた検討をすすめた。
- ウ、なお110周年の記念事業の基本的あり方について検討するため、令和6年度からは作業委員会を立ち上げることを確認した。

(4) 「被災地民児協支援募金」等による災害被災地への支援

ア、災害発生時において、「被災地民児協支援募金」運営要綱に基づき、被災地での住民支援の初動活動に要する経費等の助成および被災委員への見舞金等を実施した。

「被災地民児協支援募金」令和5年度支払い状況

	災害救助法適用災害名	被災民児協	支払額
1	石川県能登地方を震源とする地震（令和5年5月5日）	1. 石川県民児連（40万円）	40万円
2	梅雨前線による大雨および台風第2号（令和5年6月2日）	1. 埼玉県民児協（30万円） 2. 和歌山県民児協（20万円）	50万円
3	令和5年7月7日からの大雨による災害（令和5年7月7日）	1. 秋田県民児協（160万円） 2. 富山県民児協（50万円） 3. 石川県民児連（20万円） 4. 福岡県民児協（110万円） 5. 佐賀県民児協（10万円） 6. 大分県民児協（20万円）	370万円
4	令和5年台風第6号に伴う災害（令和5年8月1日）	1. 沖縄県民児協（355万円※） ※うち5万円は見舞金	355万円
5	令和5年台風第7号に伴う災害（令和5年8月15日）	1. 兵庫県民児連（10万円） 2. 鳥取県民児協（10万円）	20万円

	災害救助法適用災害名	被災民児協	支払額
6	令和5年台風13号に伴う災害 (令和5年9月8日)	1. 福島県民児協 (30万円) 2. 茨城県民児協 (40万円) 3. 千葉県民児協 (50万円)	120万円
7	令和6年能登半島地震	1. 新潟県民児協 (45万円※) ※うち5万円は見舞金 2. 富山県民児協 (140万円) 3. 石川県民児連 (180万円) 4. 福井県民児協 (30万円) 5. 新潟市民児連 (20万円)	415万円
			1,370万円

イ、大規模災害が発生した被災地の民児協を訪問し、被災地における委員の被害状況と活動上の課題を確認するとともに、全国段階における新たな支援策の検討のため、下記3か所へのヒアリングや現地視察等を行った。

実施日	ヒアリング先	経験した災害
令和5年10月27日	福島県民児協	東日本大震災
令和5年11月10日	秋田県民児協	令和5年7月7日から の大雨
令和6年3月13日	石川県民児連 (輪島市民児協、七尾市 民児協)	令和6年能登半島地震

(5) 表彰審査委員会

第2回総務部会に合わせて開催（令和5年8月7日）し、令和5年度全民児連表彰の被表彰者・民児協を下記のとおり決定した。11月22日の全国大会で表彰を実施。

表彰種類	受賞数
優良民生委員児童委員協議会表彰	70 協議会
永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰	32 人
永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰	24 人
民生委員・児童委員功労者表彰（20年表彰）	572 人
永年勤続民生委員・児童委員表彰（10年表彰）	1,478 人

2. 地域福祉推進部会

(1) 民児協活動実態調査の実施

ア、「市区町村民児協活動実態調査2023」の配布・回収を実施した。結果をとりまとめ、最終報告書を作成した。

イ、民児協実態調査準備委員会（第4回6月2日、第5回9月15日、第6回10月16・17日）を開催し、「単位民児協活動実態調査 2024」の調査内容について検討、プレ調査の後、本調査を実施した。調査票は令和6年2月末に発送し、6月10日を提出期限として回収をすすめている。

（2）民生委員・児童委員活動の充実と活動環境整備

- ア、都道府県・指定都市民児協事務局会議で一斉改選の状況について事前アンケートを行うとともに、「一斉改選の振り返り」をテーマにグループワークを行った。
- イ、欠員率の高まりを受け、令和4年12月の一斉改選結果をより詳細に分析することとしている。とくに市町村単位で欠員率等を見ていくことが必要との認識から、「欠員率が高い」「新任委員の割合が高い」等の特徴がある都道府県・指定都市民児協の協力を得つつ、都県市内の区市町村ごとの欠員状況やその要因分析のためのヒアリングを実施した。国や地方公共団体、民児協への提案を含む報告書を取りまとめた。
- ウ、地域福祉部会員による作業委員会を設け、活動記録の内容を時代に合ったものに見直し、民生委員・児童委員活動の充実および負担軽減につなげるための検討を行っている。また、活動記録記入の負担軽減のため、記入様式 Excel 版データの改修の検討および周知を行った。

（3）「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の推進

- ア、令和4年度に実施した「民生委員・児童委員活動の充実に向けた単位民児協活動状況アンケート」にて把握した100周年活動強化方策のさらなる推進のために必要な課題もふまえ、『単位民児協版 活動強化方策』の作成を促進するためのワークブックを作成し、全民児連ホームページで公開した。

（4）災害に備える民生委員活動および被災地における民生委員活動、民児協の支援

- ア、令和5年5月に『災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針』を改訂し、冊子を市区町村民児協および単位民児協すべてに各1冊配布した。また追加配布の希望が多いことから、8月下旬に実費頒布を実施し、44,460冊を頒布した。
- イ、また、その内容を平易かつコンパクトにまとめた改訂2版『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』（全社協・出版部）を全社協出版部より発行、全国のすべての委員に配布すべく、8月末に各県市民児協に送付した。
- ウ、長期的な復旧・復興支援にあたる被災地民児協の取り組みや課題等を把握すべく、福島県や秋田県等の被災地の視察や聞きとりを行い、機関紙『ひろば』等で発信した。心身の負担を含めた被災地における委員活動上の課題を確認し、全国段階での「被災地民児協支援募金」による資金援助以外の新たな支援を継続的に検討した。

3. 児童委員活動推進部会

(1) こども家庭庁発足後の対応等

こども家庭庁発足後の制度運用や活動面における民生委員および児童委員の制度・活動の一体性担保について、各自治体における要保護児童対策地域協議会や学校、民児協との関係変化や実務的な課題の有無等を以下の方法で情報収集し、こども家庭庁設置初年度は大きな課題はないことを確認した。

【調査方法】

- i) 都道府県・指定都市民児協に対する悉皆調査
- ii) 児童委員活動推進部会員所属の民児協を対象とした標本調査

(2) 主任児童委員制度の現状と課題、今後のあり方整理～主任児童委員制度創設 30 周年における主任児童委員と児童委員のさらなる連携強化に向けて～

令和 6 年 1 月の主任児童委員制度創設 30 周年の節目を迎えるにあたり、作業委員会を設置し、「全国児童委員活動強化推進方策 2017」に基づく児童委員の状況の整理と、さらには主任児童委員の役割や活動のあり方や、国などへの要望事項と全国の民児協関係者への提案整理を行った。議論した内容については、「主任児童委員の制度・活動の振り返りと今後の活動推進について（中間報告）」としてまとめ、周知を行う。また、令和 6 年度も引き続き作業委員会を設置し、令和 7 年 3 月末までに最終報告を発出する予定。

(3) 『児童委員活動の手引き 48 集』の作成

子ども・子育てをめぐる課題と創設 30 周年の節目を迎えた主任児童委員活動の現状とともに、児童委員と主任児童委員が連携した具体的な実践事例を紹介する参考資料として『児童委員活動の手引き 48 集』を作成し配付した。

(4) 児童委員活動に係る研修、啓発事業の実施

ア、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法の内容をはじめ、子どもや若者、子育て家庭をめぐる動向や諸課題等への理解と児童委員と主任児童委員のさらなる連携強化や、福祉関係者、行政や教育機関等との協働による活動のいっそうの充実に必要となる基本的知識習得を目的に「全国児童委員・主任児童委員活動研修会」を 12 月 7 日（木）～8 日（金）開催。延べ 194 名が参加した。

イ、全民児連ホームページや機関紙を通じた児童委員、主任児童委員活動に関連する取り組み等の紹介、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」の周知、その他子どもや子育て家庭の支援制度や施策等にかかわる情報提供を必要に応じて随時行った。

4. 広報・研修部会

(1) 委員活動推進のための環境整備

ア、委員活動に資するための情報を広く全国の委員に提供するため、機関紙「ひろば」、情報誌「View」を定期発行した。

イ、ホームページを適宜更新し、委員活動の推進に必要な情報等を発信した。

(2) 社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発

ア、全国の民児協の広報活動支援

- a. 令和5年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」において、PRグッズの頒布を通して全国の取り組みを支援した。また、各地の活動強化週間の取り組みをまとめ、全民児連ホームページに掲載するとともに、厚生労働省のプレスリリースと連動させ、広く周知活動を行った。
- b. 活動強化週間にあわせて、JR沿線を中心とした全国の主要駅等で電子媒体（デジタルサイネージ）を活用した広告による普及啓発を実施した。
- c. 「AC ジャパン支援キャンペーン」広告の取り組み評価を行うとともに、2024年度の同キャンペーンへの申請を行ったが、支援決定には至らなかった。
- d. 令和6年3月28日に5月12日を「民生委員・児童委員の日」として記念日登録（一般社団法人日本記念日協会認定）が完了した。これにより、以下のような登録の効果が期待できる。

【登録の効果】

- ・ 日本記念日協会の公式 Web サイトに協会認定記念日として、名称（民生委員・児童委員の日）、日付（5月12日）、由来、登録者（全国民生委員児童委員連合会）URL の掲載
- ・ 登録以降、登録が継続される限り毎年掲載
- ・ 「今日の記念日」の日付検索やキーワード検索での対象となる
- ・ イベント・告知などにおいて「日本記念日協会登録済」と謳うことができる
- ・ マス・メディアからのアプローチにおいて、名称、日付、由来などの記念日情報を告知することで、実践的なPR活動としての効果が発揮できる
- ・ 記念日は毎年繰り返すため、記念日を軸にした継続的な活動を定番化することで、年中行事のように世の中に新しい文化を生み出すきっかけとして活用できる

- e. 主任児童委員制度創設30周年を迎えるにあたり、令和4年度作成PR動画「あなたのまちにも編」の主任児童委員バージョンを作成し、ホームページに公開した。

イ、広報支援ツールの提供やPRグッズの頒布

- a. 民生委員・児童委員への社会的関心を高めるとともに、活動の“応援団”を増やすべく、制度創設 100 周年時の取り組みを踏まえ、「民生委員応援ピンバッジ」を製作し、令和 5 年 11 月 21 日より販売開始した。本グッズは民児協以外の方も購入できるよう、外部用注文用紙を作成し、全民児連ホームページに掲載した。
- b. 物価高騰に伴う PR チラシの頒布価格を見直し、11 月 1 日より 100 部あたり 200 円から 300 円（100 円増）へ改定した。
- c. 主任児童委員 30 周年の節目を迎え、さらなる他機関連携強化を念頭に児童委員、主任児童委員の活動紹介チラシ 2 種ならびに、今後のなりて確保に向けた民生委員・児童委員活動周知のパンフレットを作成しホームページに公開した。なお、教育機関向けの活動紹介チラシについては、こども家庭庁、文部科学省を通じて全国の教育委員会、小学校の教員（校長含む）に周知を行った。行政向け活動紹介チラシについても、こども家庭庁を通じて、全国のこども家庭センター、児童相談所、保健所等の行政担当課に周知を実施した。また、全国保育士会、全国保育士養成協議会、全国児童養護施設協議会を通じて関係者への周知を行う予定。
- d. 民生委員・児童委員の認知を広げるための新たな広報ツールとして、LINE スタンプの作成・販売の準備をすすめた。（※令和 6 年 5 月 10 日販売開始）。

（3）研修実施方法の検討

ア、コロナ禍での ICT 活用の経験を踏まえ、全民児連研修の提供方法の改善点の検討をすすめた。令和 5 年度は集合形式の研修実施を基本としたが、今後に向けて、集合研修の機会を維持しつつ、ICT も活用し、プログラムごとの目的や内容に沿って効率的かつ効果的に研修を実施する方法を検討した。

（4）評議員セミナーの実施

第 2 回評議員会翌日（9 月 29 日）に、新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）において全民児連評議員を対象に「評議員セミナー」を開催した。本会・寺田晃弘参与（前副会長）による全民児連評議員としての心構えや求められる役割等についての講話や、有識者による改正児童福祉法の内容および民生委員・児童委員活動への影響等についての講義を行った。

5. 機関紙編集委員会

民生委員・児童委員活動に必要な国の施策や地域福祉・児童福祉等の動向、全民児連の取り組みなどについて機関紙『ひろば』『View』を通じた情報提供の充実を図った。

6. 人権・同和に関する特別委員会

- ア、『ひろば』を通じた人権課題や関係資料の情報提供（毎月）、全国大会、各種研修会等での人権関係資料の配布による理解促進を図った。
- イ、令和5年度 都道府県・指定都市市民児協事務局会議のアンケートの回答をもとに「追加ヒアリング」を行い、都道府県・指定都市市民児協における人権啓発の取り組みの充実・強化に向けた資料を作成した。

Ⅲ. 各種会議・研修事業等の実施

1. 評議員会・理事会・正副会長会議の開催

（1）評議員会

- ①第1回 令和5年5月30日（火）
- ②第2回 令和5年9月28日（木）
- ③第3回 令和6年3月1日（金）

（2）理事会

- ①第1回 令和5年5月17日（水）
- ②第2回 令和5年9月12日（火）
- ③第3回 令和6年2月13日（火）

（3）正副会長会議

- ①第1回 令和5年5月10日（水）
- ②第2回 令和5年7月20日（木）
- ③第3回 令和5年8月31日（木）
- ④第4回 令和5年12月6日（水）
- ⑤第5回 令和6年2月2日（金）

2. 部会・委員会等の開催

（1）総務部会

- 第1回 令和5年4月28日（金）
- 第2回 令和5年8月7日（月）
- 第3回 令和6年1月23日（火）

（2）地域福祉推進部会

- 第1回 令和5年8月28日（月）
- 第2回 令和5年10月27日（金）
- 第3回 令和5年12月26日（火）
- 第4回 令和6年2月22日（木）※文書審議

民児協活動実態調査 2023・2024 準備委員会

- 第4回 令和5年 6月 2日 (金)
- 第5回 令和5年 9月 15日 (金)
- 第6回 令和5年 10月 16日 (月)・17日 (火)

民生委員・児童委員活動記録区分等の見直しにかかる作業委員会

- 第1回 令和5年 12月 19日 (火)
- 第2回 令和6年 1月 22日 (月)

(3) 広報・研修部会

- 第1回 令和5年 6月 26日 (月)
- 第2回 令和5年 10月 24日 (火)
- 第3回 令和6年 1月 19日 (金)

(4) 児童委員活動推進部会

- 第1回 令和5年 6月 14日 (水)
- 第2回 令和5年 9月 4日 (月)
- 第3回 令和6年 1月 12日 (金)

主任児童委員の制度・活動のあり方検討作業委員会

- 第1回 令和5年 8月 25日 (金)
- 第2回 令和5年 9月 29日 (金)
- 第3回 令和5年 10月 20日 (金)
- 第4回 令和5年 12月 4日 (月)
- 第5回 令和6年 1月 12日 (金)

(5) 機関紙編集委員会

- 第1回 令和5年 7月 3日 (月)
- 第2回 令和6年 1月 15日 (金)

(6) その他

公務審査委員会（全社協互助共励事業）

- 第1回 令和5年 6月 9日 (金)
- 第2回 令和5年 9月 11日 (月)
- 第3回 令和5年 12月 15日 (金)
- 第4回 令和6年 2月 27日 (火)

人権・同和に関する特別委員会

- 令和5年 9月 12日 (火)

3. 研修事業等の実施

(1) 第92回全国民生委員児童委員大会（広島大会）

令和5年 11月 21日 (火)～22日 (水) 広島グリーンアリーナ（広島県立総合体育館）ほか（広島県広島市）で開催し、3,267名の参加を得た。

(2) 全民児連評議員セミナー ※第2回評議員会と連続日程で開催

令和5年 9月 29日 (金) 新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）で開催し、65名の参加を得た。

(3) 民生委員・児童委員リーダー等への研修会

①全国民生委員指導者研修会（第33回民生委員大学）

令和6年1月31日（水）～2月2日（金）ロフォス湘南（神奈川県逗子市）で開催し、118名の参加を得た。

②民生委員・児童委員リーダー研修会

令和5年10月30日（月）～31日（火）全社協灘尾ホール（東京都千代田区）で開催し、158名の参加を得た。

(4) 全国児童委員・主任児童委員活動研修会

令和5年12月7日（木）～8日（金）東京ベイ幕張ホール（千葉県千葉市）で開催し、194名の参加を得た。

(5) 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議

令和5年6月29日（木）～30日（金）全社協会議室（東京都千代田区）で開催し、79名の参加を得た。

4. 年度版資料等の発行

(1) 機関紙の作成・発行

①『ひろば』（毎月発行、年12回）

②『View』（季刊、年4回〔6月、9月、2月、3月〕）

(2) 『児童委員活動の手引き 48集』

(3) 『民生委員・児童委員活動記録』（2024年度版）

(4) 『民生委員・児童委員活動保険リーフレット』（令和6年4月版）

(5) 民生委員・児童委員関係資料の企画・編集協力（全社協出版部発行）

①『民生委員・児童委員必携第68集』

②「民児協会長手帳」

③「民生委員手帳」

令和6年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

～「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて～

【重点要望事項】

1. 全世代型社会保障制度の実現に向けた社会福祉制度の拡充

- (1) セーフティネットの再構築、生活困窮者に向けた経済的支援のための新しい手当制度の創設および居住支援の拡充
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法人、社会福祉協議会が地域の中核として役割を果たすための基盤整備の実現
- (3) 高齢者福祉施設の積極的活用および特別養護老人ホームの特例入所要件の拡充

2. こどもまんなか社会の実現に向けたこども政策の拡充

- (1) こども家庭センターの必置化等、すべての子ども・子育て家庭への包括的支援施策の拡充
- (2) 次代を担う子どもたちの育ちを支えるための児童福祉施設の職員配置の抜本的改善
- (3) 児童福祉施設で働く職員の確保・育成・定着に向けた処遇改善
- (4) こども基本法、改正児童福祉法に基づく子育て支援の推進と恒久的な財源確保
- (5) 民生委員・児童委員制度の一体的運用に向けた確実な連携の確保

3. 福祉サービスの質の向上のための福祉人材の確保・育成・定着に向けた施策の充実

- (1) 福祉人材の確保のための総合的な施策の推進
- (2) 職員配置基準の改善
- (3) 物価高騰や経済情勢に応じた抜本的な処遇改善の実現
- (4) 社会福祉法人等における処遇改善原資の弾力的運用
- (5) 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業および運営適正化委員会事業の早期見直しと改善の実施

4. 経済対策および物価高騰に対する福祉サービス事業への確実かつ継続的な財政支援の実施

- (1) 報酬・公定価格・措置費等の適切な改定
- (2) 社会福祉法人・福祉施設等の整備のコスト高騰への財政支援
- (3) 社会福祉法人・福祉施設等への財政支援にかかる自治体間格差の是正

5. ウィズコロナ時代における生活困窮者等の支援体制の拡充

- (1) コロナ特例貸付借受人を含む生活困窮者等の増大に対処できる生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充

6. 災害時福祉支援活動の強化に向けた法改正と体制整備の推進

- (1) 災害法制への「福祉」の位置づけ
- (2) 平時からの切れ目のない支援の推進に向けた「災害福祉支援センター」の整備
- (3) 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる財政支援の拡充
- (4) 災害福祉支援ネットワークへの財政支援の強化
- (5) 被災した社会福祉法人・福祉施設への施設整備費補助の拡充、要件等の緩和

【要望事項】

1. 地域共生社会実現のための地域福祉の基盤強化、包括的支援体制整備に係る制度の拡充

- (1) 重層的支援体制整備事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充
- (2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃
- (3) 社会福祉協議会職員の正規化および増員のための財政措置の拡充
- (4) 保険料の全額公費負担等、民生委員・児童委員の活動環境の充実強化
- (5) 民生委員・児童委員のための ICT 活用や弁護士等専門家による助言体制確保のための財政支援
- (6) 地域生活定着促進事業の促進に向けた予算の増額

2. ウィズコロナ時代における生活困窮者支援施策および体制の拡充

- (1) 家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化、補助率の引き上げ
- (2) 生活福祉資金（通常貸付）の償還免除規程の見直し
- (3) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の増額と償還免除要件の緩和
- (4) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進
- (5) 救護施設等、保護施設の機能強化に向けた運用等の改善と「地域移行定着支援員（仮称）」の制度化

3. 権利擁護体制の拡充に向けた各種事業の見直し

- (1) 成年後見制度中核機関の体制整備に向けた財政措置の拡充および中核機関の法令上の明確化
- (2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政措置の拡充
- (3) 日常生活自立支援事業の体制強化、実施要領上の援助内容や実施体制の見直し

4. 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

- (1) 外国人介護人材の受入れのための環境整備に必要な財政措置の拡充
- (2) 学校教育における福祉・介護分野への理解促進
- (3) 福祉人材センター・キャリア支援専門員の正規配置および増員のための財政措置の強化

5. 地域のすべての子どもの育ちを支えるための施策の拡充

- (1) 社会的養護関係施設の多機能化・高機能化に向けた施策の拡充

- (2) 特定妊婦等への支援の強化
- (3) 社会的養護経験者への継続的支援体制の整備
- (4) 人口減少地域における保育施設・保育事業の確保施策等の実施

6. 地域包括ケアシステムを実現するための関係施策の拡充

- (1) 地域包括支援センターの手厚い人員配置基準の実現
- (2) 居宅介護支援事業所等への選定に係る中立・公正の担保
- (3) 介護保険の利用にかかる低所得者等へのきめ細やかな利用者負担軽減措置の実施
- (4) 自立支援・重度化防止と認知症施策の充実に向けた予算の増額
- (5) 訪問介護事業所の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ
- (6) 老人クラブ活動等助成費の十分な確保・充実
- (7) 科学的介護情報システム（L I F E）の業務量に見合った報酬の引き上げ

7. 障害福祉サービスの拡充および障害者の地域生活支援の充実

- (1) 障害者支援施設が行う医療的ケアの安全性を確保する予算の確保
- (2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充
- (3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達推進
- (4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実
- (5) 障害福祉施設や地域で暮らす障害者の福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充

【税制要望事項】

- 1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
- 2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

【重点要望事項】

1. 全世代型社会保障制度の実現に向けた社会福祉制度の拡充

(1) セーフティネットの再構築、生活困窮者に向けた経済的支援のための新しい手当制度の創設および居住支援の拡充

- 新型コロナウイルスに対する生活福祉資金特例貸付（以下、コロナ特例貸付）等の実態や現場の課題認識をふまえ、国として緊急時や災害時における困窮者の支援措置のあり方を早期に検討し、実現することを要望します。
- 生活福祉資金の今後のあり方についてコロナ特例貸付等の経験をふまえた見直しを行い、そのための社会福祉協議会の相談支援体制等を整備・強化することを要望します。
- 生活保護制度を必要な人に届く仕組みにするため、財源と人員両面で必要な措置を図ることを要望します。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方がそれぞれの制度基盤を拡充しつつ、効果的に連携できるようにすることを要望します。
- 生活困窮者支援に既存の社会福祉法人・社会福祉施設等の活用を図っていくことを要望します。
- 社会保障の枠組みに「住まい」を位置づけ、「住宅付き包括支援体制」の構築を図っていくことを要望します。
- コロナ禍において新たな生活困難層として浮上した自営業者・フリーランス向け支援を拡充し、休業補償等の仕組みを検討することを要望します。

(2) 地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法人、社会福祉協議会が地域の中核として役割を果たすための基盤整備の実現

- 少子高齢化や地域の過疎化が進行するなかで、社会福祉法人、社会福祉協議会が地域の主たる福祉の担い手として高齢者、障害者・児や子ども・子育ての支援等を多角的・多機能的に展開できるよう、縦割りによる制度を一元化し、総合的に諸制度を再構築してください。
- 社会福祉連携推進法人の活用や複数法人の連携・協働の展開等により、地域共生社会の実現とともに、社会福祉法人、社会福祉協議会の経営基盤強化等が図られるよう、地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへの ICT 化支援や社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援等の財政支援等を継続してください。

(3) 高齢者福祉施設の積極的活用および特別養護老人ホームの特例入所要件の拡充

- 既存の高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）の設備およびその専門性の積極的に活用し、高齢期をはじめすべての世代の人びとに対し、生活の基盤となる「住まい」と必要な生活支援を一体的に提供できる体制の確保を図ってください。
- 生活困窮等の地域生活課題を抱える高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームの特例入所要件（要介護 1・2）の拡充と自治体の特例による柔軟な対応を要望します。

2. こどもまんなか社会の実現に向けたこども政策の拡充

(1) こども家庭センターの必置化等、すべての子ども・子育て家庭への包括的支援施策の拡充

- すべての子どもが取り残されることなく健やかに成長し、社会で自立していくため、こども家庭庁における子ども政策、改正児童福祉法に基づく地方自治体による子ども・家庭支援施策の推進にあたり、国、都道府県、市区町村、児童福祉施設ならびに関係諸機関の連携・協働が十全に図られることが必要です。
- 改正児童福祉法に基づき新たに設置されるこども家庭センターの必置化を図るとともにこども家庭センターや「かかりつけ相談機関」など、市区町村における相談支援体制の強化に向け、保育所をはじめとする児童福祉施設が、その専門性を生かして地域支援に積極的に取り組めるよう、環境整備等を要望します。
- 地域には、経済的に困窮する子育て家庭やひとり親家庭等、支援が必要な子どもや子育て家庭が存在します。虐待や貧困など困難な環境にある子どもの命を守り、安心・安全な生活を保障すること、および子どもの自立に向けた支援の強化も重要な課題です。支援を必要とする子どもが誰一人取り残されることのないよう、子ども一人ひとりに適切な養育環境を保障するための体制整備とその実現に向けた十分な財源確保を要望します。
- すべての子どもについて、年齢・発達の程度に応じて意見の尊重、最善の利益が考慮され、政策・制度等に反映されるよう要望します。

(2) 次代を担う子どもたちの育ちを支えるための児童福祉施設の職員配置の抜本的改善

- 社会的養護を必要とするすべての子どもの生活が保障されるよう、職員配置基準を抜本的に見直し、社会的養護施設における多様な養育機能の展開に向けた支援体制の充実強化を要望します。
- 保育所保育士の現行の配置基準は、職員一人あたりの子ども数が極めて多い状況にあります。一人ひとりの子どもを尊重した質の高い保育を行うため、また配慮が必要な子どもの増加などの状況をふまえ、早期に抜本的な配置基準の見直しを実現するよう要望します。

(3) 児童福祉施設で働く職員の確保・育成・定着に向けた処遇改善

- 児童福祉施設職員の離職防止を図り、子どもの養育環境を安定的なものとするためには、施設における人材確保・育成・定着を推進することが大切です。児童福祉施設で働くすべての職員の処遇改善を要望します。
- 保育士と全産業の労働者の平均賃金の間には依然 5 万円の差があります。保育士が魅力ある職種となり保育人材の確保、定着に資するよう、さらなる処遇改善を要望します。
- 令和 6 年度までに検討し、結論を得るとされている社会福祉施設等退職手当共済制度における保育所等への公費助成について、今後も継続していただくよう要望します。

(4) こども基本法、改正児童福祉法に基づく子育て支援の推進と恒久的な財源確保

- 政府においては、こども家庭庁のもと、こども政策を体系的に取りまとめた上で、令和 5 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太の方針）」までに、将来的

なこども予算倍増に向けた大枠を提示することとされています。こども家庭庁におけるこども政策、改正児童福祉法に基づく市区町村における子どもや家庭への支援施策の推進の実現に向けて、令和6年度予算編成にあたっては、実効性のある十分な財源確保を要望します。

- 平成27年の子ども・子育て支援新制度制定時に確認された「量的拡充」「質の確保」のための職員配置の改善や機能強化、地域の実情や保護者のニーズに適応する体制構築等の実現に向けて、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源が早期にかつ恒久的に確保されるよう要望します。

(5) 民生委員・児童委員制度の一体的運用に向けた確実な連携の確保

- 民生委員・児童委員に関し、厚生労働大臣による委嘱の維持や民生委員法、児童福祉法上の連携規定創設等が図られましたが、実際の制度運用や活動面において今後ともその一体性が確実に担保されるよう、国および地方自治体の各段階における具体的な仕組みづくりを要望します。
- 新たな子ども政策の推進方策や、子育て世帯に対する包括的な支援体制づくりにおける民生委員・児童委員、主任児童委員の活動協力の範囲やかかわり方をわかりやすくしていねいに提示していただくよう要望します。

3. 福祉サービスの質の向上のための福祉人材の確保・育成・定着に向けた施策の充実

(1) 福祉人材の確保のための総合的な施策の推進

- 福祉人材の確保のために「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」で掲げられた施策（総合的・横断的支援、事業者の意識改革、テクノロジーの導入促進と業務効率化）について、介護分野のみならずすべての福祉分野での施策として展開、拡充するよう要望します。
- 福祉現場におけるICT化等のテクノロジーの活用は、福祉サービスの質向上や職員の負担軽減、職場環境の改善を目的とするものであり、公的価格の引下げを前提とした施策の推進や職員配置基準の柔軟化等を行わないよう要望します。
- 育児や介護との両立や、多様な働き方が推奨される社会において、職員一人ひとりが長く働き続けられるために、働き方改革をふまえた労働・職場環境整備が図られるよう要望します。
- 多様な福祉人材の確保・定着に向けて、国、地方公共団体、福祉人材センター等の連携により、社会福祉施設の魅力発信の取り組みをより推進するよう要望します。

(2) 職員配置基準の改善

- 福祉サービスの質の維持・向上と働き方改革に則った働きやすい職場づくりに向けて、職員配置基準の拡充を要望します。
- 感染症や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から社会福祉施設・事業所、社会福祉協議会の職員体制の強化および、必要に応じて即応的に医療支援や施設間の職員応援を行うことができる支援体制の構築を要望します。
- 地域生活課題が深刻化・複雑化するなかにあって、また、包括的支援体制等を構築するうえで、地域の福祉拠点としての専門性とノウハウを有する社会福祉施設・事業所

のソーシャルワーク機能を高めることが必要です。職員配置基準の拡充にあたっては、既存配置職員の拡充、ソーシャルワーク専門職等の加配を行うとともに、報酬のさらなる引き上げを要望します。

(3) 物価高騰や経済情勢に応じた抜本的な処遇改善の実現

- 物価高騰等による国民生活への影響等をふまえ、民間営利企業等における賃金改善が図られるなかにあつて、全産業平均との遜色ない福祉従事者の賃金水準を確保するため、令和6年度の公的価格の改定等を待つことなく、早急にさらなる処遇改善施策の拡充が図られるよう要望します。
- 処遇改善施策の拡充にあたっては、すべての福祉従事者の賃金改善を実現すべく、これまで対象となっていないサービス種類別・職種についても対象とし、あわせてこれに係る財源の積み増しを要望します。

(4) 社会福祉法人等における処遇改善原資の弾力的運用

- 処遇改善施策の政策効果とすべての福祉従事者の賃金改善の実効性を高める観点から、各制度で異なる処遇改善加算の仕組みや運用の一元化を要望します。
- 複数の社会福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人においては、事業種別間および、職種間のバランスや柔軟な人材活用が阻害されるなどの経営課題が生じており、処遇改善原資の法人裁量の拡大と事務負担の軽減を要望します。

(5) 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価事業および運営適正化委員会事業の早期見直しと改善の実施

- 福祉サービス第三者評価事業は制度創設から20年超が経過し、さまざまな課題が顕在化しています。「福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方に関する検討会 報告書」（全社協、令和4年3月）をふまえ、福祉サービス第三者評価事業の改善を早期に図るよう要望します。
- 都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織を支援するために、「ナショナルセンター（仮称）」の設置を早急に検討するよう要望します。
- 全国推進組織を担う全国社会福祉協議会が行う社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しや受審結果の公表に対する国の補助金はありません。社会的養護関係施設の福祉サービスの質の向上を図るため、事業推進の補助金を確保するよう要望します。
- また、運営適正化委員会事業についても、制度創設から20年が経過し、さまざまな課題が顕在化しています。「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会 報告書」（全社協、令和5年3月）をふまえ、運営適正化委員会事業の改善を早期に図るよう要望します。

4. 経済対策および物価高騰に対する福祉サービス事業への確実かつ継続的な財政支援の実施

(1) 報酬・公定価格・措置費等の適切な改定

- 物価高騰の長期化や高い物価上昇率、賃金改善などの経済対策等をふまえ、経営実態調査等により影響を個別・具体的に把握し、すべての社会福祉施設の公的価格に反映してください。なお、令和6年度の介護・障害福祉サービスの報酬改定においては、

食費・居住費の基準費用額の引き上げを要望します。

(2) 社会福祉法人・福祉施設等の整備費のコスト高騰への財政支援

- 建設費等の高騰により、建替や大規模修繕等が実施できないなどの課題が生じており、施設整備費等の補助額の引き上げとともに、工期の長期化等の影響をふまえた補助要件等の弾力的な運用を要望します。

(3) 社会福祉法人・福祉施設等への財政支援にかかる自治体間格差の是正

- 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」による社会福祉施設等への物価高騰対策・支援策について、自治体間の支援メニュー化や補助額等に格差が生じないよう支援を要望します。

5. ウィズコロナ時代における生活困窮者等の支援体制の拡充

(1) コロナ特例貸付借受人を含む生活困窮者等の増大に対処できる生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充

- コロナ禍や物価高騰の影響による困窮相談件数の急増、長期にわたるコロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援、複合的な課題を抱えた人や外国籍の人の相談に対応するため、相談支援員等の増員と処遇改善を要望します。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な展開により切れ目のない支援を行うため、福祉事務所と自立相談支援機関の連携強化や「入りやすく出やすい」生活保護制度への見直しを要望します。

6. 災害時福祉支援活動の強化に向けた法改正と体制整備の推進

(1) 災害法制への「福祉」の位置づけ

- 災害救助法制定から 75 年以上が経過し、社会保障制度・社会福祉制度が整備されている一方で、災害発生時には「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。災害救助法等と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性を抱える人びとを「福祉」の視点で支える枠組みを構築できるよう、災害法制へ「福祉」を位置付けることを要望します。

(2) 平時からの切れ目のない支援の推進に向けた「災害福祉支援センター」の整備

- 社会的脆弱性を抱えている人びとは、被災によって課題がより深刻化・長期化する傾向があります。また、災害発生を契機にそれまで支援の必要のなかった人も支援が必要になるケースも生じます。こうした人びとに迅速に寄り添い支援を行うために、平時から「災害福祉支援センター」を整備できるよう、施策の拡充を要望します。
- DWAT 活動や災害ボランティアセンター等の災害福祉支援活動を総合的に展開できる体制（災害福祉支援センター）の構築に向け、施策・予算の統合・確保を要望します。

(3) 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる財政支援の拡充

- 近年、災害発生時に社協が災害ボランティアセンターを設置し、行政や NPO とともに支援活動を行っていることから、社協が平時から地域の人びとに寄り添いながら、主

体的な市民活動を促進し、災害に備えていけるよう、人員体制の確保や ICT 活用の促進を図るとともに、発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充を要望します。

(4) 災害福祉支援ネットワークへの財政支援の強化

- 全都道府県に災害福祉支援ネットワークが構築されたなか、災害派遣福祉チーム (DWAT) のチーム員ならびに専門人材 (災害福祉支援コーディネーター等) の継続的な育成、近隣県やブロック同士の実働的訓練の機会確保、国民に向けた周知・浸透、これらを推進可能とする事務局の機能・体制強化のための財政的支援の拡充を要望します。
- 各都道府県で実施される上記の取り組みを支援するとともに、発災時の全国的な DWAT 活動・派遣等の円滑な調整等を図るため、国の「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」の拡充を要望します。

(5) 被災した社会福祉法人・福祉施設への施設整備費補助の拡充、要件等の緩和

- 社会福祉法人・福祉施設の種別、サービス形態等に応じた事業継続計画 (BCP) の策定に向けた取り組みの支援を要望します。
- 事業再開、復興が早期かつ円滑にすすめられるよう、災害発生時の補助要件の緩和や手続きの簡素化等を要望します。
- 災害福祉支援ネットワークの一環として種別に応じた相互応援体制を構築するとともに、事業継続計画 (BCP) の策定とあわせた受援体制づくりの支援を要望します。

【要望事項】

1. 地域共生社会実現のための地域福祉の基盤強化、包括的支援体制整備に係る制度の拡充

(1) 重層的支援体制整備事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充

- 重層的支援体制整備事業は市町村によって取り組み状況に差があるため、事業の必須事業化、移行準備事業・都道府県後方支援事業の拡充を要望します。

(2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃

- 孤独・孤立をはじめとする地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築と柔軟な実践の促進にあたって、資金使途制限の緩和、既存の施設・設備の柔軟な活用が可能となるよう、制度横断的な規制緩和・撤廃を要望します。
- 包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策において、措置施設等の役割・機能を位置づけ積極的な活用を図るよう、自治体へ指導するよう要望します。

(3) 社会福祉協議会職員の正規化および増員のための財政措置の拡充

- 社協職員の正規化および増員を図ることができるように、国として地方交付税措置を拡充するとともに、自治体に対し委託事業等の複数年度化および人件費相当分の拡充を指導するよう要望します。

(4) 保険料の全額公費負担等、民生委員・児童委員の活動環境の充実強化

- 厚生労働大臣の委嘱のもと、無報酬で活動を行う民生委員・児童委員が安心して活動を行うことができるよう、万が一の事故等に備える活動保険の保険料については全額公費化（現在は国が1/2負担）を図るよう要望します。
- 民生委員・児童委員による相談・支援機能を高めるためにも、国および地方自治体における民生委員・児童委員に関する広報活動の強化を図るよう要望します。

(5) 民生委員・児童委員のための ICT 活用や弁護士等専門家による助言体制確保のための財政支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、民生委員・児童委員の学びの機会の確保が困難となる状況が長く続き、とくに期の浅い委員への研修が重要となっています。研修の充実、委員同士および事務局間での効果的な情報共有や連携強化をすすめるため、ICT 活用の基盤整備、弁護士等専門家による助言体制確保等にかかる財政支援を要望します。

(6) 地域生活定着促進事業の促進に向けた予算の増額

- 地域生活定着促進事業の補助金は被疑者等支援事業の年間支援件数が反映される仕組みとなっていますが、都道府県によっては検察庁の方針や保護観察所との連携状況により支給件数に格差が生じており、事業の安定的な運営に支障をきたしている状況があります。
- 地域生活定着促進事業の推進に向け、各都道府県の地域定着支援センターの実態を含め、安定した支援体制の確保のための国庫補助基準の検証と予算の増額を要望します。

また、現場で連携・協働が図れるよう検察庁への周知徹底を要望します。

2. ウィズコロナ時代における生活困窮者支援施策および体制の拡充

(1) 家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化、補助率の引き上げ

- 家計改善支援事業、就労準備支援事業の必須化および補助率の引き上げを要望します。
さらに、シェルター事業または地域居住支援事業の少なくとも一方を実施することを努力義務としてください。

(2) 生活福祉資金（通常貸付）の償還免除規程の見直し

- 生活福祉資金の借受人の自立促進や財務の健全化の面から、借受人の生活状況をふまえたうえで、速やかに適切な償還免除が可能となるよう、生活福祉資金（通常貸付）の償還免除規程の見直し、および東日本大震災等の長期化する債権についての整理を要望します。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算の増額と償還免除要件の緩和

- 介護福祉士修学資金等貸付制度等の4つの貸付事業について、特に複数年にわたる貸付においては、当該期間の貸付が確実にできるよう、貸付時に必要な貸付原資が確保されること、また、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されることを要望します。
- 本貸付事業の借受人の自立を促進するよう、従事期間（とくに5年要件のさらなる短縮）について、返還免除要件の見直しを要望します。

(4) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進

- 各地域における包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策に適切に位置づけ、ネットワークへの参画や積極的な活用が図られるよう、市町村、福祉事務所や自立相談支援事業所等に対する働きかけを要望します。

(5) 救護施設等、保護施設の機能強化に向けた運用等の改善と「地域移行定着支援員（仮称）」の制度化

- 救護施設等、保護施設における支援の拡充に向けて、個別支援計画の制度化に伴う体制整備の拡充と財政支援、地域移行に向けた就労支援機能の強化を要望します。
- 救護施設等、保護施設退所後の利用者に対する支援に向け、退所先探しに向けた要介護認定に係る運用を改善するとともに、保護施設通所事業を退所後も継続して利用することができるよう自治体間格差の是正や事業の下限定員撤廃、地域枠の上限割合の緩和を図ってください。また、利用者が地域移行した後も救護施設職員によるきめ細やかな伴走型支援ができるよう、「地域移行定着支援員（仮称）」の制度化を要望します。

3. 権利擁護体制の拡充に向けた各種事業の見直し

(1) 成年後見制度中核機関の体制整備に向けた財政措置の拡充および中核機関の法令上の明確化

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に示された権利擁護支援ネットワークのさらなる充実に向けて、中核機関に専門職が配置できるよう財政措置の拡充をするとともに、中核機関を法令に位置づけるよう要望します。

(2) 法人後見の実施体制に関する実態把握、財政措置の拡充

- 社協が法人後見を積極的にすすめることができるよう、実態把握を行ったうえで、法人後見の体制を拡大するための財政措置の拡充を要望します。

(3) 日常生活自立支援事業の体制強化、実施要領上の援助内容や実施体制の見直し

- 認知症高齢者の増加などに伴う需要増加や課題の複雑化に対応するため、日常生活自立支援事業の実施体制強化を要望します。
- 地域の支援関係者や行政の理解促進や、適切な役割分担、本事業のサービスの平準化に向け、意思決定支援や権利擁護支援等、日常生活支援事業が果たしている役割や、福祉事務所をはじめとした福祉関係機関との役割分担を実施要領に明記してください。
- 成年後見制度利用促進や包括的支援体制の構築と連動を図るため、市町村が日常生活支援事業を実施できるように制度の見直しを行うよう要望します。
- あわせて事業の透明性を確保するため、運営適正化委員会の体制強化をはじめとした、今日的な運営監視のあり方について検討し、改善を図るよう要望します。

4. 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

(1) 外国人介護人材の受入れのための環境整備に必要な財政措置の拡充

- 外国人介護人材が安心して福祉現場で働き続けられるよう、就学や生活支援等の受入れ環境の整備に係る財政措置の拡充を要望します。

(2) 学校教育における福祉・介護分野への理解促進

- 小・中学校、高等学校のキャリア教育と福祉教育を連動させる等、これまで以上に「福祉」と「教育」の横断的な連携を強化し、福祉・介護人材の確保のための戦略的な施策の推進を要望します。
- 将来の福祉人材の確保に向けて、福祉人材センターが取り組んでいる、福祉や福祉のしごとについての学校への出前講座やガイダンスの実施、長期休暇を利用した体験学習等の事業について、学校教育関係者と福祉人材センターが連携・協働できる環境の整備を要望します。
- 特に、教育委員会（都道府県/市町村）に対し、福祉について理解促進を図る取り組みや福祉人材センターとの連携等について文科省から通知していただくなど、国からの周知や支援を要望します。

(3) 福祉人材センター・キャリア支援専門員の正規配置および増員のための財政措置の強化

- 福祉人材センターに配置されているキャリア支援専門員（以下、専門員）は、求職者に対する相談支援や職場開拓等を担当する役割を担っています。職務上、求職者や求

人事業所との信頼関係の構築と、相談や事業所支援のスキルの積み重ねが必要であり、継続的・安定的な雇用体制が求められますが、令和4年4月現在、全国41センターにいる151人の専門員の9割が有期の非正規雇用となっています。専門員の正規職員配置および増員を可能とするための予算の拡充と予算確保に向けた都道府県に対する国からの働きかけを要望します。

5. 地域のすべての子どもの育ちを支えるための施策の拡充

(1) 社会的養護関係施設の多機能化・高機能化に向けた施策の拡充

- 児童養護施設が一時保護やショートステイ・トワイライトステイなど地域の子育て支援等を展開していくため、多様な子どものニーズと地域の特性に合わせた施設の多機能化と高機能化の実現に向けた十分な予算確保を要望します。
- 乳児院でいつでも一時保護やショートステイを受け入れることができるよう、乳児院の暫定定員の算定制度にショートステイやレスパイトを加えることを要望します。また、一時保護期間による一般生活費を一律同じ単価とするとともに、一時保護実施特別加算事業においても、実際の夜間体制に見あうよう、子ども1.3人に対し職員1人の配置とするよう、要望します。
- 母子生活支援施設で実施している産前産後母子支援事業や親子関係再構築等を強化し、専門性を向上するために、保育士・心理士を複数配置するとともに、さまざまな親子への支援の強化に向け、助産師または看護師等の医療職の配置を要望します。
- 親子関係調整が必要な在宅世帯（母子世帯）に対し、母子生活支援施設を活用して親子関係回復プログラムを実施する「ミドルステイ」を創設するよう要望します。
- 予防的支援の観点からも乳児院で産前産後母子支援事業の実施が可能となるよう、義務的経費とすることを要望します。また、乳児院の現行の人員配置に加え、助産師等の専門職の配置も要望します。

(2) 特定妊婦等への支援の強化

- 妊娠期のひとり親、特定妊婦に対する支援体制を確保するため、母子生活支援施設における助産師または看護師などの医療職の配置を要望します。
- 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施にあたり、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室とこども家庭庁の連携確保を図るとともに、若年女性や特定妊婦に関する連絡協議会の創設など母子生活支援施設が積極的な役割を果たすことのできる関係構築、環境整備が図られるよう要望します。

(3) 社会的養護経験者への継続的支援体制の整備

- 児童養護施設では近年、入所時の年齢が高くなっており、対応困難な児童がますます増えていることに伴って退所後も継続した支援が必要となっています。子どもの育ちや発達の状況、環境状況等に応じて、行政、施設、里親等関係機関が連携・協働を図りながら、継続的支援を構築していくことが重要であり、子ども一人ひとりに応じた支援を行うことができるよう、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業を活用した継続的・継続的支援体制の整備を要望します。
- 国は積極的な措置延長を呼び掛けている一方、自治体では18歳で措置が解除される状況が多くみられます。18歳で一律に措置解除を行うのではなく、子ども一人ひとりの

ニーズに基づき、継続した支援ができるよう、都道府県等において積極的に措置延長が活用されるよう働きかけを要望します。また、措置延長による措置費等の支弁の対象範囲について、都道府県により差が生じることはないよう要望します。

(4) 人口減少地域における保育施設・保育事業の確保施策等の実施

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要なとされる社会資源が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任をもって維持するなど、保育の場の確保ができる施策が実現されるよう要望します。
- 人口減少地域では、保育人材の確保も含め、地域の保育ニーズに即した保育の提供が喫緊の課題です。各地域において、地方版「子ども・子育て会議」を活性化し機能を向上させ、地域の保育のあるべき姿を明確にするよう働きかけていただくことを要望します。
- 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」で示された主任保育士専任加算等の要件緩和や保育士・保育教諭等の確保に向けた予算措置、自治体と施設の密接な連携など事業継続に向けた取り組みが直ちに実現されるよう要望します。
- 新型コロナウイルス感染拡大により人口減少が7年程度の前倒しされた状況をふまえ、公定価格算定において、子どもの数を基礎とするのではなく、支援の内容を評価した設定に向けた検討が行われるよう要望します。
- 子どもの数が減少の一途を辿っているなか、公定価格の臨時的・経過的な対応と、定員変更が早急にかつ円滑に行われるような仕組みが創設されるよう要望します。

6. 地域包括ケアシステムを実現するための関係施策の拡充

(1) 地域包括支援センターの手厚い人員配置基準の実現

- 地域包括支援センターの「おおむね3,000～6,000人ごとに3職種1名ずつ」という現行の基準は幅が大きいと、6,000人規模で対応せざるを得ないセンター職員の業務が過重になっています。この区分を細分化する等、人員配置基準を見直してください。
- また、地域包括支援センターにおいて、特に主任介護支援専門員等、保健師の人材確保が難しい状況になっています。こうした人材を確保するために委託費の増額のための財政措置を要望します。

(2) 居宅介護支援事業所等への選定に係る中立・公正の担保

- 地域包括支援センター体制整備の一環として令和6年度の制度改正において、介護予防支援の居宅介護支援事業所への指定や、総合相談支援業務の居宅介護支援事業所等への一部業務委託が可能となりますが、その事業の公共性の高さから、指定事業所、業務委託事業所には、中立・公正を担保できる事業者を選定するよう要望します。

(3) 介護保険の利用にかかる低所得者等へのきめ細やかな利用者負担軽減措置の実施

- 介護保険の保険料と利用負担等が累次で引き上げられているなか、低所得等により必要な介護サービスが利用できないことがないよう、低所得者等に対するきめ細やかな保険料および定率負担等の負担軽減措置を講じるよう要望します。

(4) 自立支援・重度化防止と認知症施策の充実に向けた報酬等の増額

- 施設・事業所において、自立支援・重度化防止等を推進するうえで、医療機関、外部のリハビリテーション専門職や認知症に関する専門機関等との連携とともに、施設・事業所に配置される専門職の活用の促進がさらに図られるよう、関連する報酬等を増額し、医療・介護連携を推進することを要望します。

(5) 訪問介護事業所の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ

- 訪問介護事業所が地域で事業を継続できるような基本報酬の抜本的な引き上げを要望します。
- 認知症ケアや看取り期のケア等について、ホームヘルパーの専門性に対する報酬上の評価を行い、財政支援を図るよう要望します。

(6) 老人クラブ活動等助成費の十分な確保・充実

- 老人クラブ活動をとおして、地域における高齢者の健康づくりや相互の支え合いの輪を広げるために、引き続き十分な助成費の確保を要望いたします。

(7) 科学的介護情報システム（L I F E）の業務量に見合った報酬の引き上げ

- 「科学的介護情報システム（L I F E）」について、介護サービスの質への実際の効果と情報提供する施設・事業者の負担等について継続的に把握・分析し、サービスの質の維持・向上に係る業務等に見合った報酬の引き上げを要望します。

7. 障害福祉サービスの拡充および障害者の地域生活支援の充実

(1) 障害者支援施設が行う医療的ケアの安全性を確保する予算の確保

- 障害者支援施設では、利用者の障害の進行や重度・重複化に伴い、日中の通院対応、夜間の医療的ケア、見守り、関わり等への対応が増え、負担も増えています。日中の通院は、特に身体障害が主である利用者が多い施設に欠かせない対応であり、看護職員の付き添いを必須とする医療機関もあります。介護職員をサポートしながら障害者支援施設で安全に医療的ケアを行うため、現行の配置加算以上に看護職員を配置する施設を評価し、看護職員を4人以上置く施設に対する配置加算の新設を要望します。

(2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充

- 地域生活支援拠点について、「災害時の受け入れ・対応」「人権擁護」を新たな機能に位置づけ、障害者の命と生活を守るセーフティネットとしての支援体制の構築をすすめるよう要望します。
- 各市町村で地域生活支援拠点をさらに整備するために、障害者支援施設が有する資源を活用するよう、地域生活支援事業等補助金における明確な予算措置を講じ、自治体への働きかけを促進してください。

(3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達の推進

- 優先調達推進法のさらなる活用に向けて、全市町村における調達方針の策定や国等における優先調達の増進が図られるよう、関係者の意見交換・マッチングの機会の提供

や、官公庁・自治体への働きかけなどの取り組みを強化してください。なお、調達実績目標値は、前年度比ではなく総額の何パーセント増とする等の改善を要望します。

- あわせて民需拡大に向けた新たな障害者就労支援施策として、在宅就業障害者支援制度を発展的に見直し、企業が就労継続支援事業所等に発注を行ったことを前提として、「発注額に応じて納付金を減額する」もしくは「雇用率への特例的な算定（「みなし雇用」）」を企業が選択できる仕組みを検討してください。
- また生産設備の導入・更新は、生産活動の生産性の向上につながり、売上拡大や工賃向上に不可欠であるため、設備の導入・更新に対する補助制度の創設を要望します。

(4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実

- 障害者福祉施設・事業所における虐待防止に向けた体制整備の充実や、実効性の向上に資する支援体制の充実をはかるため、啓発活動の推進とともに、障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修費のための財政措置の拡充を要望します。

(5) 障害福祉施設等や地域で暮らす障害者の福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充

- 介護ロボットやリフター導入、ICT化により、障害福祉施設職員の介護負担の軽減と職場環境の改善を図るとともに、障害福祉施設や地域で暮らす障害者のICT等の活用に向けた財政措置の拡充を要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

- 少子高齢・人口減少が到来している地域があるなかで、地域に必要な福祉サービスを維持・存続するために社会福祉法人の果たす役割や機能はますます重要となっています。また、コロナ禍で複雑化・深刻化した生活困窮、孤独・孤立といった地域生活課題への対応においても社会福祉法人は積極的な取り組みを進めています。
- 福祉サービスの提供と地域づくりの双方を安定的・継続的に行うための事業継続を図るうえで、社会福祉法人制度の根幹でもある法人税非課税の堅持を要望します。

2. 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄付金制度の堅持

- 軽減税率、みなし寄付金制度は、公益目的の財源確保につながり、社会福祉事業、公益事業や公益的な諸活動の実践を展開・促進するものであり堅持を要望します。

【要望団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

（構成組織）

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

民生委員・児童委員制度の一体的運用と 活動環境整備等の強化 (要望書)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
会長 得能 金市

昨年 12 月には一斉改選が行われ、委員定数が初めて 24 万人を超えるとともに、約 1 万 5,000 人が欠員となり、「なりて確保」がさらに困難になっている状況が明確になりました。

また、令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足し、子育てや子どもを取り巻く課題への対応に向けて、民生委員活動と児童委員活動が一体となった取り組みが一層重要になると受け止めています。

令和 6 年 4 月 1 日から施行される「孤独・孤立対策推進法案」の可決にあたっては、民生委員・児童委員が果たす役割の重要性をふまえ、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ることが付帯決議に盛り込まれています。

こうした状況とともに、地域共生社会の実現をめざす各地の取り組みのなかで、民生委員・児童委員が、地域生活課題の把握や支援へのつなぎ役、住民福祉活動の推進役としての役割を果たすため、さらなる活動充実に向けた環境の整備を要望します。

〔民生委員・児童委員が取り組む活動の充実〕

- ① 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- ② 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- ③ 児童委員であることを意識した活動
- ④ 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
- ⑤ 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
- ⑥ 地域づくりの担い手となること

〔要望事項〕

1. 地域共生社会の実現に向けた関連施策のさらなる推進

地域共生社会がめざす、地域住民や地域の多様な主体が参画して地域をともにつくる社会という理念は、私たち民生委員・児童委員と同じです。

「共生社会」とは、さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会といわれますが、たとえば、身体に障がいがある方に比べ、精神に障がいのある方への「ノーマライゼーション」は必ずしも十分に実現しているとはいえません。

国が示す「断らない支援」をすすめて、地域共生社会を実現することは、地

域の「つなぎ役」である民生委員活動や民児協活動の円滑化の一助にもつながるところであり、関連施策のさらなる推進を求めます。

加えて、地域共生社会の旗振り役である地方自治体の民生委員活動に対する一層の理解と支援をお願いします。

2. 民生委員・児童委員の活動環境整備の強化

① 民生委員・児童委員活動の広報の充実

民生委員・児童委員活動に対する多くの住民等の関心と理解を醸成し、活動環境を整備するために、国においても引き続き民生委員・児童委員活動に関する広報関係予算を確保し、より一層積極的な広報をしていただくよう要望します。

② 現役世代や福祉専門職など多様な地域の人びとが民生委員・児童委員活動を行うことができる環境づくりの推進

現役世代や福祉専門職など多様な地域の人びとを民生委員・児童委員のなりてとするために、民生委員・児童委員を地域貢献活動として積極的に位置づけることが必要です。そのためにも、民生委員・児童委員活動を行う従事者に配慮する企業等雇用主に対し、公的支援の整備を創設するとともに、社会福祉法人の地域貢献活動の一環として従事者の委員委嘱を推進していくことを要望します。

③ ICT環境の整備とデジタル化の促進に向けた予算措置

コロナ禍のなか、民生委員・児童委員活動もオンラインによる諸会議や研修の実施など ICT 化を迫られました。法定単位民生委員児童委員協議会の取り組みに応じた柔軟なインフラ整備ができるよう、予算措置を図ってください。

また、委員の負担軽減や今日的な活動状況をふまえ、活動記録の内容等の見直しを行うとともに、自治体への報告のデジタル化等を検討するよう要望します。あわせて、委員へのタブレット端末等の貸与やデジタル化を先駆的に推進する自治体への財政的支援を要望します。

④ 民生委員・児童委員活動保険の保険料補助の増額

民生委員・児童委員の約 7 割が 65 歳以上であることを鑑みると、地域住民と自治体や関係機関をつなぐ民生委員・児童委員は、受傷リスクを背負いながら活動せざるを得ない状況にあります。無報酬で活動を行う民生委員・児童委員の活動保険の保険料は、全額公費で負担（現行補助率 1/2〔国〕）されるよう要望します。

⑤ 民生委員・児童委員のための研修事業費の増額

令和 4 年 12 月の一斉改選により、約 3 割の委員が新任委員となり、約 6 割が在任 2 期目まで（就任後 6 年以内）の委員になると想定されます。

地域での活動に必要とされる幅広い地域の習得を図るための研修の充実が重要であり、研修事業の拡充のために必要な予算の増額を要望します。

地域共生社会の実現に向けた孤独・孤立対策等に関する 地方公共団体への働きかけと支援強化について 要 望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
会 長 得 能 金 市

(情勢認識)

1. 「地域の身近な相談相手」として活動している民生委員・児童委員は、多いところでは 1 人あたり 220～440 世帯を担当地区とする配置基準で活動している。地域での相談支援の「訪問回数」は、1 人あたり年間約 150 件にも及び、日常活動を通じて、地域住民の生活課題や福祉ニーズの支援を担っている。
2. 社会の課題となっている孤独・孤立の対策では、高齢者、若者、子育て家庭などと、コロナ禍が長期化する中で、人と人とのつながりが薄れ、一層深刻となっている。
3. とりわけ、人口の 3 割を占める高齢者の単身、夫婦世帯が増加するなかで日常的な見守り、安否確認など、支援の必要性は重要な課題となっている。
4. 認知症施策の推進にあたっては、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される（＝共生社会）の実現に向けて令和 5 年 6 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、政府が策定した基本計画に基づき施策が全国各地ですすめられていくこととなる。
5. 2025 年には 700 万人に達するとされる認知症の方々への支援の必要性、とりわけ行方不明者が 2022 年には全国で年間約 1 万 9000 人にも及ぶことと、地域における見守りや支援の必要性がますます高まっていることを、私たち民生委員・児童委員は、地域での活動を通じて実感している。
6. 「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和 6 年 4 月施行に向けて、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現に向けて国の責務と、その推進体制は地方公共団体に位置付けられたところである。
7. さらに、地域共生社会の実現のため、令和 7 年を目途に、地域住民の複雑化・複合化した生活課題、福祉・介護ニーズに対応する包括的なケア・支援提供体制を市区町村に構築するとしており、地域の関係機関、団体の連携・協働が必要不可欠となっている。
8. こうした情勢を踏まえると、とくにその推進を担う自治体に対する支援策を拡充するよう、民生委員・児童委員の立場から具体的に以下について要望するものである。

（要望事項）

（1） 地方公共団体の施策推進に必要な財源の確保

孤独・孤立対策の強化とともに、認知症施策の推進にあたって、最も重要になるのは、地方公共団体の積極的かつ具体的な取り組みであり、国として関係施策の予算の確保を実現されたい。

（2） 地域における各種相談事業等の統合化、再整備

内閣府、地方行財政を所管する総務省と厚生労働省、こども家庭庁、法務省等の連携のもとに、地方公共団体が実施する各種相談支援体制を統合的に行えるよう整備されたい。

（3） 相談支援を担う人材の増員、研修の充実

支援を必要とする方々がアクセスしやすい相談支援体制とするべきであり、社会福祉協議会等における生活困窮者自立相談支援事業で人材の増員、研修を充実されたい。

（4） 地域で相談支援を担う民生委員・児童委員の活動環境整備の強化

地域で支援を必要とする人々、孤独・孤立の状態にある高齢者等に民生委員・児童委員は日常的に関わり、支えている。そうしたニーズがますます増える中で、さらなる支援活動を展開していくためには民生委員・児童委員活動の環境整備を強化することが必要である。とりわけ、なりて確保と広報、ICT環境の整備、活動保険保険料の全額公費負担化、研修強化を図られたいこと。

内閣府特命担当大臣 松村 祥史 様

「令和 6 年能登半島地震」の 被災者を支えるための要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 村 木 厚 子
政策委員会委員長
平 田 直 之

令和 6 年能登半島地震による甚大な被害に対し、全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の力を結集し、災害ボランティア、災害派遣福祉チーム (DWAT)、介護職員等の派遣調整、生活福祉資金 (特例貸付)、被災地社協への応援職員の派遣等の支援活動を通じ、被災者支援に取り組んでおります。

被災地で厳しい状況にある被災者に向き合い、全国の福祉関係者の連携・協力により災害福祉支援活動を継続・強化していくため、以下の事項を要望します。

1. 被災者支援の強化

社会的脆弱性を抱えた人は、被災したことで福祉ニーズ・生活課題がより深刻化・長期化します。災害関連死を防ぐためにも、支援の必要な人びとを早期に発見し、支援するために、災害ケースマネジメントの取り組みが必要です。

(1) 災害派遣福祉チーム (DWAT) 活動の対象拡大と財政支援の拡充

- 厳しい避難所生活にある人々への支援とともに、様々な理由で在宅避難や車中泊を余儀なくされている要配慮者への支援が必要です。DWAT については、避難所での活動費用は災害救助費が適用されますが、先遣活動、在宅避難者や車中泊等、避難所以外での支援活動が対象となるか明確になっていません。
- 在宅避難者や車中泊等を余儀なくされている被災者等も含め支援を届けるため、DWAT 活動の対象拡大と財政支援の拡充を要望します。

(2) 介護職員等の応援派遣にかかる人件費の財政支援の拡充

- 本会では、被害を受けた社会福祉施設等への介護職員等の派遣調整を実施しています。厚生労働省は「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ & Aについて(その2)」「(令和6年1月26日事務連絡)等で、「社会福祉施設自体が被災し、他施設等への避難が必要な状況であるが、やむを得ず当該施設に施設利用者や職員がとどまっている場合」は「自治体の判断により、その場所を福祉避難所として扱うことが可能」として通知しています。
- しかし、「派遣先施設に対して介護サービス費等が支弁されている場合、当該施設への派遣職員に係る人件費については、派遣先施設が介護サービス費等から支払うことを原則」とされていることから、マッチングの現場では応援派遣を申し込んだものの、人件費を精算する可能性があることから派遣を断る施設もあります。
- 被災した施設が安心して必要とする応援派遣を受け入れることができるよう、介護職員等の応援派遣にかかる人件費を災害救助費から支弁する等、財政支援の拡充を要望します。

(3) 被災者等の生活再建に向けた取り組みの強化

- 被災者への寄り添い支援を行うため、応急仮設住宅の供与が要件になっている「被災者見守り・相談支援事業(地域支えあいセンター)」の実施要件を緩和し、発災後、早期からの在宅避難者等への積極的支援を実施できるよう要望します。
- 各地の社会福祉協議会等、福祉関係者が2次避難所やみなし仮設住宅等を訪問し、被災者の相談支援を実施しています。施設利用者が金沢市等に避難した奥能登の福祉施設関係者も、利用者のいる場所を巡回する等して支援を継続しています。広域避難した被災者にも必要な支援を継続していくために、広域避難をした被災者等への支援の仕組みを構築するよう要望します。
- 同じ被災者である民生委員・児童委員が避難所や仮設住宅等に移動しながら地域での声掛け、困りごとの聞き取り等を行っているケースや、担当地区の住民が広域避難するなかでICTを活用するなどの見守り活動等を行っています。自治体が適切に民生委員・児童委員の状況を把握し、必要な支援や課題対応等を十分に行うよう国としての働きかけをお願いします。
- 今後、被災者が生活再建をしていくなかで、民生委員・児童委員が被災に対する公的サービスや福祉・介護サービス等に関する情報を被災者に伝達・共有する必要性が高まってきます。生活再建に必要な該当サービス等の内容や方法、申請先や相談先などを各自治体がわかりやすく整理して提供できるよう、国としての働きかけを要望します。

2. 災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する財政支援の拡充

- 現在、石川県では12市町の社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPOとともに支援活動を行っています。災害ボランティアセンターの人件費の一部と応援職員の旅費の一部が令和2年内閣府通知で災害救助事務費の対象となりましたが、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる経費やボランティアを活動場所まで移送するバスの借り上げ代、レンタカー代やガソリン代等、多くの経費は対象とはならず、自治体や社協が負担しています。
- 社協が被災者に寄り添い支援を継続的に展開していくことができるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる経費(建物の借り上げ代、ボランティア移送用バスの借り上げ代、レンタカー代、ガソリン代等)に対する財政支援の拡充と柔軟な運用を要望します。

3. 福祉施設等の事業継続・復旧のための支援

- 断水等により、石川県内の福祉施設のなかには利用者の命を守るために広域避難を実施したところがあります。利用者が戻ってきたときに必要な福祉サービスを受けることができるよう、職員の雇用継続費等、被災した福祉施設等の事業継続・再開のための仕組みの構築を要望します。

4. 災害福祉支援活動の法定化

- 災害発生時には「福祉」分野による応急救助が不可欠となっている一方で、現行の災害法制では「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。福祉分野の応急救助がより効果的かつ適切に実施できるよう、災害救助法等へ社会的脆弱性を抱える人びとを支える枠組みとして「福祉」を位置付けることを要望します。